

小平市災害廃棄物処理計画-概要版-

1. 計画の目的

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、多量に発生する災害廃棄物を迅速・安全に処理する必要があります。このために、小平市は、災害廃棄物処理計画を策定することとしました。

2. 計画の対象

本計画の対象は次のとおりです。

対象とする災害	震災及び巨大な風水害		
対象とする災害廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみ、解体ごみ、し尿、水害廃棄物		
想定災害	想定地震	多摩直下地震	立川断層帯地震
	規模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.4
	※巨大な台風や豪雨などにより、大量の災害廃棄物が発生した場合は、震災に準じた取り扱いをします。		
発生量の予測	想定地震	多摩直下地震	立川断層帯地震
	災害廃棄物発生量	62万トン	63万トン
	全壊棟数	2,083棟	2,322棟
	半壊棟数	4,121棟	4,261棟
	焼失棟数	4,826棟	4,364棟











3. 災害廃棄物対策の考え方

(1) 基本方針

計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。
リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の運搬や処理にあたっては、周辺の生活環境へ影響がないように進める。
衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底する。
経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

(参考) 災害廃棄物の種類

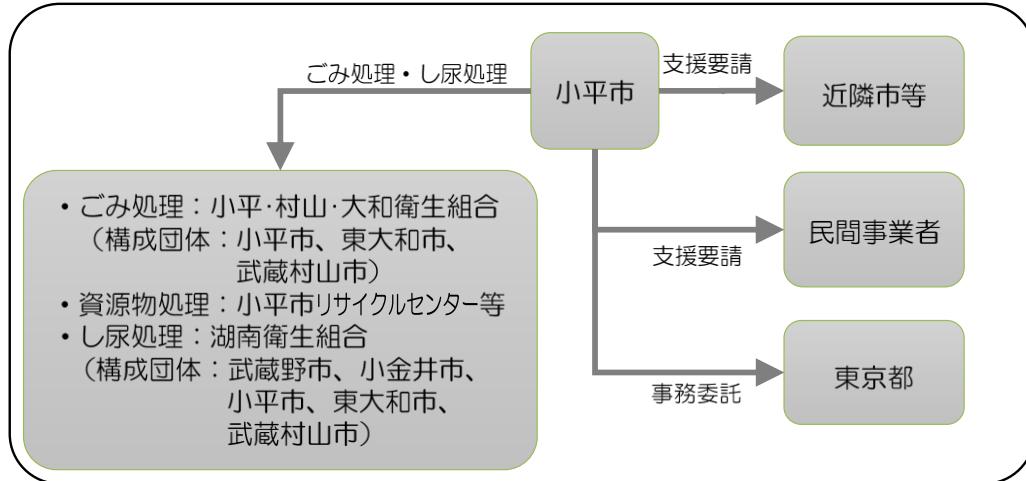
(分別後の写真)

コンクリートがら		
木くず		
金属くず		
可燃系混合物		
不燃系混合物		

出典：東京都災害廃棄物処理計画

(2) 災害廃棄物の処理主体

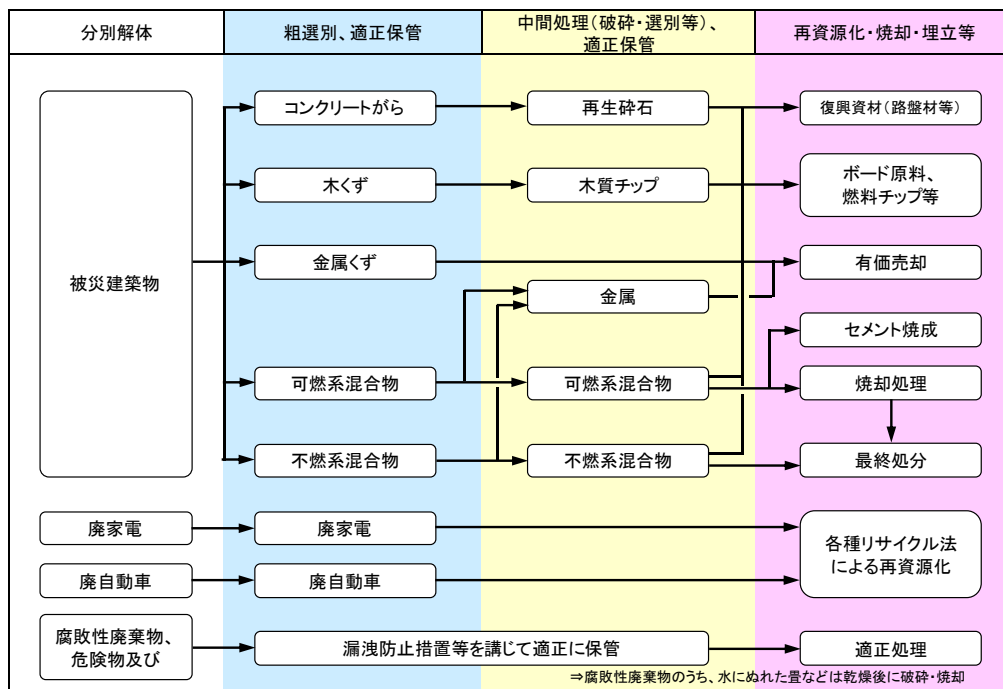
小平市で発生した災害廃棄物の処理は、ごみについては、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設、資源については小平市リサイクルセンター、し尿については、湖南衛生組合の処理施設で処理を行うことを基本とします。災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、小平市及び組合のみで処理することが困難な場合は、他市町村等及び民間事業者からの支援を要請します。



※し尿については、清瀬水再生センター（東京都清瀬市）への搬入も想定しています。

(3) 災害廃棄物処理の流れ

主な災害廃棄物の標準処理フローは、次のとおりです。

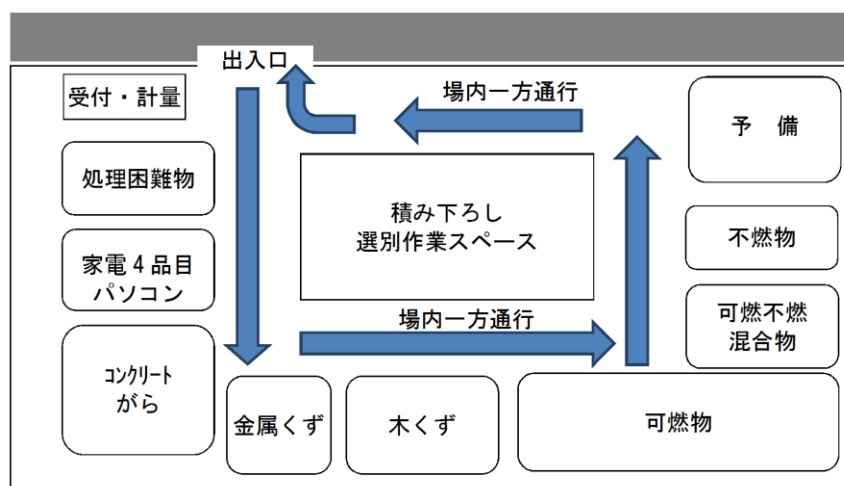


(4) 武蔵村山市、東大和市、小平・村山・大和衛生組合との連携

小平・村山・大和衛生組合と当該組合の構成市である、武蔵村山市、東大和市とともに、災害廃棄物に関する協議を進めて、連携体制を構築します。

(5) 仮置場のレイアウト例

一次仮置場のレイアウト例は次のとおりです。



4. 災害廃棄物対策

項目	概要	
(1) 災害予防 (被害抑止・被害軽減)	① 組織と役割分担	発災時における組織とその役割分担を定めます。
	② 関係団体との連携	国や東京都、組合、他市町村、民間事業者等との連携体制を構築します。
	③ 災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備	小平市災害廃棄物処理計画の内容をふまえて、実際の発災時の行動を定めた、小平市災害廃棄物対策マニュアルを整備します。 (災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定・設置・管理方法、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量や処理方法等を定めます。)
(2) 初動期 (発災後1か月まで)	① 初動対応の命令	小平市災害対策本部の決定により、小平市災害廃棄物対策本部(仮称)が設置され、発災後に甚大な被害が想定された場合、小平市災害廃棄物対策本部長(環境部長)は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行することを宣言します。
	② 仮置場の設置	災害廃棄物発生量や廃棄物の種類を正確に把握します。また、仮置場の必要面積を算定するとともに、仮置場を選定・設置します。さらに、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量を算定するとともに処理を推進します。
(3) 応急対応期 (前半3か月・後半1年)	引き続き災害廃棄物処理を推進します。また、小平市災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに処理進行管理を進め、災害廃棄物の迅速で適正な処理を推進します。	
(4) 災害復旧・復興期	引き続き災害廃棄物処理を推進します。また、復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始めます。	

5. 計画の継続見直し

本計画は、災害に有効な対策及び取組等が講じられるよう、常に点検・見直しを図っていきます。